

平成 30 年度会長の職務代行順位並びに運営委員長及び幹事について

(会則上、会長が定めるとしているもの)

1 職務代行順位

会則第 8 条第 2 号に定める会長の職務代行順位は、

- (1) 蒲郡市
 - (2) 豊明市
- の順とする。

2 平成 30 年度運営委員会運営委員長及び幹事

会則第 10 条第 3 項に定める運営委員長及び幹事は次表の団体の情報担当課長に相当する職にある者とする。

運営委員長	愛 知 県
-------	-------

幹 事	
地域ブロック	市町村名
尾 張	豊 明 市
	日 進 市
	清 須 市
	扶 桑 町
海 部	弥 富 市
	蟹 江 町
知 多	半 田 市
	武 豊 町
西 三 河	安 城 市
	西 尾 市
東 三 河	蒲 郡 市
	新 城 市
準 会 員	小 牧 岩 倉 衛 生 組 合